

令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されています。

定額減税の対象となる方のうち、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、差額(定額減税しきれない額)を給付金として支給します。(調整給付)

1 対象者

次の条件を全て満たしている世帯が対象となります。

○令和6年1月1日時点でむかわ町に住民登録があり、定額減税の対象になっている納税義務者の方

○各税において、納税義務者の方から控除されるべき定額減税額が、令和6年度個人住民税所得割か令和6年分推計所得税額の方の税額を上回る方

<定額減税>

対象者における次の計算式で算定された(減税)額

- ・住民税所得割分:1万円×減税対象者人数
- ・所得税分:3万円×減税対象者人数

※減税対象者人数＝納税義務者本人＋控除対象配偶者(16歳未満の扶養親族含む)

ただし、「控除対象配偶者」「扶養親族」のうち国外にお住まいの方は除く

<令和6年分推計所得税額>

本来の令和6年分所得税額は令和6年1月から12月までの所得に対して課税されるものですが、給付金の支給をできるだけ早く開始するため、むかわ町が保有する税情報(令和5年分給与支払報告書や確定申告書など)に基づき、令和6年分推計所得税額を算出しています。

○納税義務者の合計所得が1,805万円以下の方

2 支給額

次の合計額(合計額を1万円単位に切り上げて支給)になります。

- ・所得税定額減税額－令和6年分推計所得税額(マイナスの場合は0)
- ・個人住民税所得割分定額減税額－令和6年度個人住民税所得割額(マイナスの場合は0)

3 手続き方法

対象の可能性のある方へ、確認書を発送しております。

内容を確認し、同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

4 提出期限

令和6年10月31日(木曜日)

5 注意事項

本給付金は差し押さえ禁止財産および非課税所得の対象です。

6 問い合わせ

福祉・子育て課福祉グループ 電話:0145-42-2506